

令和7年度 関ヶ原町一般会計予算における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予定収入額 90,619 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 685,480 千円

【社会保障施策に要する経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	241,460	176,313	0	0	17,084	48,063
	高齢者福祉事業	777	0	0	0	204	573
	児童福祉事業	90,440	77,345	0	0	3,434	9,661
	母子福祉事業	858	0	0	0	225	633
	小 計	333,535	253,658	0	0	20,947	58,930
社会保険	国民健康保険事業	32,279	23,707	0	0	2,248	6,324
	介護保険事業	122,109	5,020	0	0	30,705	86,384
	後期高齢者医療事業	131,563	21,705	0	0	28,809	81,049
	小 計	285,951	50,432	0	0	61,762	173,757
保健衛生	福祉医療事業	65,994	24,830	11,000	0	7,910	22,254
	小 計	65,994	24,830	11,000	0	7,910	22,254
合 計		685,480	328,920	11,000	0	90,619	254,941

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分し充当しています。